

近世鳥羽街道における牛車の活動

竹中友里代

はじめに

神田相生町の四郎兵衛の倅十五歳になる新八が車にひかれて死亡した。江戸の町では車と通行人の事故が相次いでいた。これを受けて、享保十三年（一七二八）九月京の町にも牛車・大八車・地車などが通行人に構わず我ままに通行することを禁じた。車年寄・馬借へは牛馬往還に対し支障ないよう洛中洛外に前々より触れが出されているという。それでも享保十五年には四歳の女児が牛車にひかれて亡くなった。夏の渴きに川水を見た牛が坂道を突き進み、牛飼い太兵衛が押し抱え制止したにも関わらず女児が車輪に巻き込まれたものであった。事故ゆえに牛飼い太兵衛は、死罪一等を免れ遠島、雇主・年寄五人組まで過料を申し付けられた。洛中洛外の車引にかかる触れが幾度となく出されている⁽¹⁾。

京の七口といわれる諸街道からは、京へ諸物資が絶えず搬入されるなか、北国筋から琵琶湖舟運、大津から峠を越えて京へ入るルートは重要な街道であり、水運から離れた京の中心部への蔵米運送は、牛車が支えていた。近世中頃には、日岡峠をはじめ人馬道と車道が分離さ

れ、車石を敷設するなどの物資運搬用に街道整備されていたことについては、研究の蓄積がある⁽²⁾。

また淀や鳥羽湊から鳥羽街道を通り、四塚、千本通りを北上して二条城へのルートも重要であった。車石も施設され鳥羽の牛車で知られるにもかかわらず、当該地域にふれた研究は少なく、また近世を通して一貫して牛車が盛んであったか明らかではない。

後述するように寛政五年（一七九三）の町触では京地諸荷物車持共が少なくなり、御用米の運送に差し支えているという。この頃から喧しく往来で威勢をふるっていた車持達の姿は無くなり、車持・馬持・牛持共が困窮、減少して公儀蔵米だけでなく諸品運送が滞る事態が頻出する。鳥羽街道を中心に車持の活動の様相をみて行こう。

一、問屋と車持、運送業者の構造

牛が牽く車は、古代公家などの乗り物としての牛車（ぎっしや）が京都で発展したことに遡るが、荷車としての牛車は、「鳥獣人物戯画」丙巻に描かれ、制作時期は鎌倉時代初期といわれる。京の都では牛車

の利用は、都市人口が求める物量にたいして人馬輸送量の不足を中世初期には補い担っていたといえる。

近世においては、京都周辺での牛車は、「先年大坂御陣之節御陣道具所々御用相勤、御掃除已後車所々往返之御証文板倉伊賀守殿の車持共江被下候」とあるように、慶長十九年（一六一四）大坂冬の陣で、軍事物資輸送の功績を、幕府公認の契機として、その伝統を主張していた。⁽³⁾

下鳥羽村では、寛永十九年（一六四二）には、荷物運送にかかる仲間定五ヶ条が制定されていた。

定

- 一、御公儀之米・材木ハ車力何にても高下くるしからず候事
 - 一、上鳥羽・小枝へ米・材木、舟二川引ニ而上セ申間敷事
 - 一、ふだんノ米ヤ・材木ヤ衆へハ、時々ニ相定申候、車力ニ少も高下仕間敷事
 - 一、町屋へハ、米・材木之車力ハ、五合壱升之高下不苦候事
 - 一、但、揚木の義ハ理リニて不苦候事
- 右之条々相背候は、車壱両ニ付銀三匁ツ、可出者也
- 寛永拾九年午ノ六月十一日

忠次郎（印）

□四郎（印）

又左衛門（印）

与三五郎（印）

- 二郎左衛門（印）
- 四郎兵衛（印）
- 仁左衛門（印）
- 甚右衛門（印）
- 与一郎（印）
- 市助（印）

公儀の米・材木の運送を優先し、上流にある上鳥羽・小枝へは浜揚げさせない。米屋・材木屋衆に対して、相場で高い、町家へは米・材木の車力や御用木には基準を設けるなどが取決められ、違反者には銀三匁が科せられている。十名が連署し、文書の旧蔵家である大沢又左衛門はじめ下鳥羽村を拠点とする問屋仲間がこの頃には組織化され、牛馬に車を引かせて物資を運ぶ運搬業者を統制していたとみられる。⁽⁴⁾問屋は、浜近くに居住し、蔵米などの浜揚げされた荷物を土蔵に一時保管し、保管料として、米一石につき三合の蔵敷賃を別途荷主から受け取る。配下の車持に命じて順次二条城御蔵や洛中の注文主へ配送管理する。年貢米は、浜揚げで「升廻し」と称する受取米の品質・容量検査で、欠米が生じた場合や、役所までの運送途中で、欠損した不足分を補てんする「内拵」などが年貢収納までには必要である。これら弁米や車持等へ支払う労賃などは問屋の請負い金から一定分負担するか、あるいは荷主に一部支払いを交渉するなどの采配が問屋の役目であった。⁽⁵⁾

陸揚げされた荷は、牛持・車持・車力といった運搬に携わる労働者

が引き受ける。寛政三年（一七九一）の記録によると二条城蔵詰米の鳥羽着米高は、一万四千六百石余り、四石積の車で延べ三千六百五十輛、また伏見には、一万二千石着米で、三・五石積車では延べ三千四百二十八輛が必要となる。仮に一年間毎日休まず稼働したとして、鳥羽街道では一日十輛の車が、伏見竹田街道ではおよそ九輛の車が荷運びしていた。当時鳥羽には七五輛の車があり、一輛当り四十八・六回、伏見車は九三輛あり一輛当り三十六・八回、京まで往復したこととなる。⁶⁾二条城詰米だけの数字であるが、牛車が鳥羽街道・竹田街道を往来する様子は、『拾遺名所図会』に、日常的な風景として描かれている。⁷⁾

車屋は、稼ぎ場により組分けされており、京組には三条組・四条組、京組配下に九条村があり、三条組は配下には嵯峨車があった。伏見組には竹田村・中嶋村・芹川村があった。京組のほかは、東寺・上鳥羽・塔森・久我村・下鳥羽村・横大路の六ヶ村が鳥羽街道から洛中へと荷運びし、公用米の運送を四石積の車一輛につき七升の賃米で請け負っていた。⁸⁾

本稿で取り上げる鳥羽街道を稼ぎ場とする六ヶ村の享保十三年（一七二八）の車数・車持人数を『京都御役所大概向覚書』の正徳期と比較し、別表にまとめた。⁹⁾車数と車持人数が等しい正徳期に対して、享保十三年各村の車持は一五八人、二四七輛で、複数の車輛を所持する車持が出現している。とりわけ、各村の車数を取りまとめた車年寄は、十軒で三一輛と、平均三輛以上を所有する。車年寄は、東寺には伝三郎と三十郎の二名、上鳥羽は勘左衛門・十右衛門・惣右衛門の三名、

塔森は勘七の一名、下鳥羽村は六左衛門と徳左衛門の二名、久我は忠三郎、横大路は孫四郎があり、彼らが所有する車数は別にまとめて記され、車持と車年寄には格差が存在している。車持の中でもこうした公儀取調や後述する訴訟など公的な場面で車年寄が指導権を持ち、時には車惣代も加わり、惣車中として組織されていた。

高瀬川の開削は、当初から鳥羽街道車方からの抵抗があり、寛文九年（一六六九）鳥羽組の車方および下鳥羽・横大路村の間屋が伏見高瀬舟の繁栄に対して窮状を訴えた。¹⁰⁾訴状内容を見ると、高瀬舟は三六艘で薪などを運んでいたが、近年は一七〇艘に増加し、米・大豆其外の諸品に荷物を京二条と四条に新規にできた問屋へ搬入している。鳥羽の荷物が伏見へ流れると鳥羽街道の間屋・車方だけでなく、荷揚げ労働で稼ぐ近在の百姓までも困窮するといっているのである。鳥羽街道筋と伏見高瀬川を中心に活動する車方とは、其後も度々争うのであるが、街道沿いの村々では問屋・車方だけでなく、仲仕などの労働者や運送に関わる諸商人が集住していた。

二、下鳥羽村と横大路村の争論

鳥羽街道では、浜揚げ場をめぐる、下鳥羽村を拠点とする村々と横大路村が争論を繰り返していた。元禄三年（一六九〇）下鳥羽村が東寺と上鳥羽村とともに、下鳥羽村問屋に対して、次のような証文を出している。¹¹⁾

一札之事

一、下鳥羽村・上鳥羽村・東寺・塔森村・上下久我村・石倉村惣車之儀、往古より下鳥羽浜ニ而荷物積来渡世仕候所ニ、三十年以来横大路村ニ新規ニ問屋出来仕候而、右所ニ車之内荷物つどひ申節、横大路村へ荷物積ニ参候ニ付、十ヶ年以前ニ御吟味被成候事

一、右所々之車、横大路村へ荷物積ニ参候子細ハ、下鳥羽村之儀ハ往古之問屋ニ而、車力賃高下荷物相応ニ御定メ被成候ニ付、下鳥羽村之荷物をつどわせ、車力賃大分ニ取可申様ニ仕候と思召候ニ付、御公儀へも可被仰上由、御尤ニ奉存候、右下鳥羽之儀ハ往古之浜ニ而、惣車も荷物を積、渡世仕候御事ニ御座候へハ、横大路村之荷物 御公用ハ各別之義、其外之荷物積ニ一切参申問敷候、其上横大路村之積送り之荷物も積申問敷候段、御請負仕候ニ付、下ニ而埒明申御事

一、惣而京都へ之荷物 御公用ハ不及申ニ、諸荷物風雨之時分、念之入少ニ而もぬらし申問敷御事
右之通重々御念入候段、惣車中御請負仕候、此上若横大路村へ参候車御座候ハ其車を急度御おさへ取可被成候、為後日之一札如件

元禄三年

午正月

上鳥羽村車年寄

半左衛門(印)

茂左衛門(印)

市右衛門(印)

六左衛門(印)

庄左衛門(印)

同車持

甚左衛門(印)

又右衛門(印)

下鳥羽村車年寄

勘兵衛(印)

五郎右衛門(印)

清右衛門(印)

同 加兵衛(印)

上鳥羽・下鳥羽村だけでなく、東寺・塔森や久我村など鳥羽街道筋の牛車は、下鳥羽浜に荷揚げされた物資を京まで運んでいた。横大路については、三十年前に新規に問屋が置かれ、荷物が集まる時に車屋が参入するというので、十年前に吟味したところ、下鳥羽浜には古くからの問屋があり、車力賃の高下は荷物に応じて定められ、鳥羽街道筋では、大坂尼崎や枚方への船賃を定めた高札が下鳥羽村に設置されていた。¹²⁾横大路村へ車持が集まるのは、下鳥羽村の荷物を横大路村に集わせ車力賃を不当に多くとるためだと公儀へも報告された。横大路

東寺車年寄

伝右衛門(印)

同車持

浜揚げの荷物は、公用のみ格別で、鳥羽街道の車方はそれ以外には一切横大路で運送を請け負わない。京都への荷物は公用私用すべて念入り扱い、もし横大路村へ行く車があれば取り押さえることを下鳥羽村問屋に惣車中が請け負うという。

下鳥羽村問屋が荷物の運送手段である車持を確保し、統制するものであるが、鳥羽街道の車持・車年寄は「惣車中」という車稼ぎ仲間を組織し、同業集団の意思で、下鳥羽浜集結をとり決めたともいえる。

下鳥羽と横大路両浜の着船についてさらに見ておこう。

享保六年（一七二一）下鳥羽浜での荷運びに関わる四ヶ村から、横大路浜の蔵米着船停止の訴えがあつた。それに対する横大路村の返答がある。¹³

返答書

城州横大路村

車年寄

善兵衛

一、御城米横大路江着候而ハ、近郷之車借共運送之勝手悪敷候間、下鳥羽へ着ケ運送仕度旨、四ヶ村之車年寄御願申上候へ共、横大路着舟之義者、川筋深ク候故、大坂分大舟共すくにも入込、播州・五畿内之御城米、先年今当浜江舟着キ来申候、十八年以前駿河守様・信濃守様御預り地ニ罷成候節も、当浜ニ舟着能ク、御米蔵火除ケ宜敷候故、浜着被 仰付、其後御米何程入込候而も今年迄少も差問なく問屋衆分御公用被勤来候、私共義も運送仕来可申候、

牛飼料四石積轆二付御納米之内ニ而先年ハ七升宛被下、問屋方分請取申候、御預ケ地ニ成候而以来ハ、賃米銀子ニ而御渡被成次第、是又問屋分早速無滞請取来り申候、冬御詰米車引仕候内ハ、御直段相知レ不申ニ付、御代官様江問屋方分御断申上、御内借致シ私共請取申候、然ル所横大路村浜着不勝手之由、御願申上候得共、下鳥羽着ニ成候へハ瀬取舟着多、播州五畿内之百姓方之難義大分之事ニ候、殊ニ川筋浅ク諸事不行自由共多、却而舟着悪敷候故、私義何分不得心ニ付、御願不申上候、則問屋共方ニ先年分之諸帳面共所持仕居申候儀、存罷在無筋趣ニ奉存候御事、

右之通毛頭相違無御座候、其上近郷之車借共当村へ入込商人之荷物共大分積運ひ申候処ニ、御城米ニ限り奉願候義第一不審ニ奉存候間、兎角古来分働来候通横大路着之御米運送仕候様ニ奉願候、

以上

横大路村車年寄

享保六年

善兵衛

閏七月廿日

御奉行様

乍恐書付以申上候

一、当月廿日横大路村車年寄并庄屋共 河野豊前守様へ御召被成、御城米下鳥羽・横大路着船之義、御吟味被成、横大路村へ者加茂川・桂川両川、下鳥羽村之下ニ而落合□（市カ）舟自由ニ運送仕候、下鳥羽村問屋浜へ者加茂川斗ニ而、大舟入津難

成御座候故、淀ヶ瀬取舟仕候、御城米之五畿内播州之百姓難
義仕候二付、横大路浜へ着舟仕候わけを委細言上仕候御事

一、下鳥羽村ニ淀ヶ瀬取舟賃銀之義、牛飼料七升之内にて、相弁
可申と、上郷車年寄共申上候、右之趣重而御吟味之上、可被
仰付旨ニ御座候、川筋海道之義者殿様御支配と申上候、右之
段乍恐豊前守様御取成被為成奉申上候、難有可奉存候、以上

享保六年牛七月廿二日

横大路村庄屋

平兵衛

同 四郎右衛門

同 孫兵衛

玉虫左兵衛様

横大路村は、浜の船着きが良好で、米蔵の火除けも良く公用荷の浜
着を問屋が請け負い、車方も運送に携わってきた。車方は四石積一輛
につき納米から七升を問屋から銀子で受け取っている。横大路浜は、
川筋が深く大坂からの大舟がすぐに入津でき、そのうえ加茂川・桂川
の両河川が下鳥羽村の下流で合流しているため、どちらの川筋へも自
由に運送できる。それに対して下鳥羽は加茂川だけで、下鳥羽浜は川
筋が浅く、大型船が着岸できず、淀から瀬取舟を呼び寄せ荷揚げしな
ければならない。この瀬取賃が五畿内及び播州の年貢米を収納する百
姓たちには負担となる。

加茂川と桂川と合流する下鳥羽付近は、川瀬が変化しやすいうえ、
加茂川は川瀬が浅い。寛文九年（一六六九）「加茂川筋・高野川筋水

垂迄絵図」をみると、下鳥羽村の上手に貝川が加茂川に合流し、下鳥羽・
横大路村付近の川中に付洲が二つ中嶋になり、とりわけ下鳥羽では川
幅が狭くなり、大船の着岸が困難なことを示している。横大路浜の利
点により近郷の車借や商人が自然と荷運びするようになったと横大路
村の車年寄と庄屋が主張するのである。

この時の下鳥羽側の主張は残らないが、同年十一月二日東町奉行河
野豊前守通重の裁定により下鳥羽側の言い分が聞届けられた。

横大路村は鳥羽街道筋で最も南にあり、別表の享保十三年をみると
下鳥羽村の車は百輛あり、上流の五ヶ村合わせて二一七輛の車が下鳥
羽浜を中心に荷受けしていた。それに対し、横大路村はわずか三十輛
である。下鳥羽を拠点する車屋の圧倒的な数によって、下鳥羽村の権
益がまもられたようである。

それでは川瀬が変化しやすく、大型船の入津が困難な下鳥羽村に決
した訳は何であろうか。

横大路村を相手取り車方が下鳥羽浜を主張する理由が示されてい
る。¹⁵「横大路村ヶ運送仕候而者往還道法半程遠く相成、弁理宜道理無
御座候牛足疲れ甚差支難決仕候旨、段々御断奉申上候」とあり、横大
路村からの運送は、下鳥羽より遠く牛足が疲れるという。下鳥羽村庄
屋を含む三人の仲介人により車力賃四厘増で横大路浜からの運送を受
けたが、増賃が不十分なのか車数減少の歯止めにはならないという。

殊二車積立候場所狭ク御座候故、車遣ひ之者共先へ入込候車、却
而跡二相成、忽刻限も遅相成、右之通往還狭ク御座候上、往來人

有之、甚難渋仕、万一怪我人二而茂可有之哉と、旁以車方之者共心配多、何角差支而已二而、至極難渋仕、迎も此上横大路村分御米運送仕候儀者、難相勤不得止事、此段御歎き奉申上候

横大路村は、車積みの場所が手狭で車の方向転換が難しいため、先に積み荷に入った車が後になり刻限も遅れる。また往還の道幅が狭く往来人が難儀して怪我人も出るかと心配でならないという。下鳥羽浜は、多くの車方を受け入れられる積み荷場所の確保が可能であった。

牛車運送で重量のある米穀や材木などを難なく運搬するには、人馬道と車道を分離し、敷石や車石など牛車専用道路の整備が求められる。ここで「城州鳥羽海道四塚町分淀小橋迄絵図」¹⁷⁾を見てみよう。宝永七年(一七一〇)十二月の年紀を持つこの絵図には、古車道(既存の車道)を黒線で、人馬道を朱線で色分けし、白の二重線は新設予定の車道を示している。

この絵図から鳥羽街道をたどってみよう。東寺の南門から西へ四塚町千本通りまで古車道が描かれるが、四塚から南の千本通り吉祥院村口までは、人馬道に二重線で車道設置の予定である。この吉祥院村口辺りから再び既存の車道が始まり南へ伸び、上鳥羽の集落を通り実相寺・浄禅寺(恋塚寺)を過ぎ、さらに南に進むと西洞院川が街道に接する所がある。そこから車道は、人馬道を離れ、西洞院川の河原を進む。ここは少しの雨でも土砂で車道が流れる難所である。さらに加茂川の堤を通り、丹波道への分岐点近く、塔森村出家のある小枝橋の北では、小枝橋を渡らずに加茂川の浅瀬を渡る。小枝橋の東詰に至って古

車道はここで終る。そこから再び南へ向って二重線が始まり、下鳥羽集落を通り、常高寺の南まで続く。ここまでが新設予定の車道である。鳥羽街道には、四塚から上鳥羽村の北にある吉祥院村口までと、小枝橋東詰から下鳥羽までの二ヶ所で車道が新設される予定を示し、車道が順次整備されていたことが見て取れる。下鳥羽には、「従是南八百八拾八間四尺道幅せはく、又者問屋前車道分候而ハ指問え申二付是迄之通二仕置候分」とある。下鳥羽より南は、道幅が狭く人馬道と車道を分けることができず、これより南の横大路村から淀までは車石の敷設はなかったと考える。

下鳥羽浜を拠点としていた車持達は、車道の利用により、牛をむやみに疲弊させずに、より安定した運送が出来た。多くの車方が集結して積み荷ができる規模に加えて、車道の整備が下鳥羽浜を優勢にしていた。

その後、横大路村から次のような願書が出された。¹⁸⁾

乍恐以書付を奉願候

願主横大路問屋

孫兵衛

一、横大路・下鳥羽村往古今一所之湊二而、面々問屋商売仕候、別而

禁裏様御米二条御詰米、五畿内播州分京着之間屋、先年分私江被為 仰付被下難有、第一之家業御大切二奉存、無滞相勤来り候、然ル処先年 河野豊前守様御下知之節、車方分願上

候者、横大路二而相勤申候御米、下鳥羽江も少々被為仰付被下候様奉願候処、御米不残下鳥羽江被為仰付、其後横大路二而御米一切相勤不申候、依之私并多之小揚ヶ百姓共迄大切成家業ニ離れ困窮至極迷惑仕候、然レ共此儀幾重ニ茂御歎キ申上度奉存、其節建ならへ置候土蔵・小屋等迄只今ニ所持仕、何時ニ而茂御用御手支無御座候様ニ用意仕罷在候、乍恐右被為聞召分、御慈悲を以テ先規之通御米少々成共間屋被為 仰付被下候ハ、数多之者共家業ニ取統御救与難有可奉存候、以上

享保二十年卯六月

横大路間屋

孫兵衛

同村庄屋

清左衛門

御奉行様

横大路・下鳥羽村は往古より一所の湊で禁裏・二条詰米は、五畿内・播州から先年横大路村問屋へ命じられ、第一の家業としてきた。横大路が担ってきた米運送を少々でも下鳥羽へ廻すよう願書がだされた結果、京都町奉行所の裁定によって下鳥羽浜に残らず米を廻すことになつてしまったという。先の享保六年と経過説明の言い回しとは、変わり、横大路村に有利に記されている。横大路村は一切運送に携われなくなり、小揚げの百姓に至るまで困窮しているが、横大路村には今も土蔵や小屋が建ち並び、浜としての機能は備わり、いつでも御用を

うけられるというのである。

横大路村では、元和三年（一六一七）・寛永三年（一六二六）の將軍上洛の入用に高槻藩の蔵物二万石が京に搬入された。その時、淀過書船で横大路浜が請け負った。万治三年（一六六〇）に新たに横大路に間屋でき、その後二万石の内、四千石を毎年三度に分割して、与力・同心の切米として二条城への運送を享保六年（一七二一）の裁定まで勤めていた。¹⁹⁾ 以前より横大路浜が蔵米運送を担っていたというのである。

別表の車数から推測すると、横大路村の荷受けの量は、下鳥羽村をはじめ北にある村々に及ぶほどではなかったものの、すでに湊として必要な諸施設を備えていたという。

ここで横大路村についてみておこう。加茂川・桂川合流点近くであり、川の流路の変遷により古来の鳥羽湊の比定地はできないが、横大路草津の地名により、下鳥羽浜と共に湊として利用されていた。²⁰⁾

文化五年（一八〇八）伏見惣年寄から鳥羽街道筋三ヶ村が勝手俣に脇街道運送をしていると訴えられた。これに対する横大路魚荷附仲間を中心に戻答書がある。²¹⁾ 諸荷物の内、魚荷については夏季には着船を待つては魚が傷むので、毎夜枚方辺り迄人足を遣わし駆け持ちに京都に未明に着き、禁裏や御所の御膳に上げている。伏見から訴えられた横大路村吉兵衛は、徒歩荷物渡世の者であるという。『拾遺名所図会』²²⁾に鳥羽作道を藁籠に魚荷を両天秤に提げて駆ける姿が描かれている。魚荷をはじめ諸雑貨運送には、車だけでなく徒歩荷稼ぎの人力もその割合を占めていた。

延享二年（一七四五）六月、洪水により下鳥羽村の上手、小枝橋南の車道三十六間余りが破損し京への運送が滞った。下鳥羽村問屋は、当面は小枝橋まで船で運び、小枝橋で車に積み替えることを奉行所に歎願した。下鳥羽問屋は、小枝橋までの船賃は船一艘につき米十二石積で三匁を依頼主と相談で取り決めることとし、問屋の蔵から船積の米出しの労賃は、十石につき一升とする。車力賃は、従来七升だが、距離が短くなったので、一升を問屋に戻すよう車方に交渉したが、車方は、困窮を理由に断っている。水引の後は、車方は、車道が修復されるまでは、往還を避けて河原を通行する事とした。この車道破損により、余分にかかった船賃及び船へ荷運びする労賃が問屋の負担となっている。

其の後も横大路と下鳥羽の着船を巡る争論は続く。天明四年（一七八四）、寛政十年（一七九八）と横大路村より再び着船の願書が出されている。享和元年（一八〇二）下鳥羽村の問屋与惣五郎が休業し、大沢又左衛門一軒では、不都合であり横大路村へ頼んではとの提案が出された。寛永期に十軒あった下鳥羽問屋は車方の困窮とともに、その軒数を大きく減少させていた。

享和元年十一月「去ル九日下鳥羽村横大路村一統被 召出二条御詰米中次問屋之儀、年来下鳥羽村相勤来り候得共、此度横大路村を差加へ分石仕、両村申合年限歩通二而も相定」と、下鳥羽・横大路村両村が召出され、二条詰米運送に横大路村を加え、年間の割合を下鳥羽七分、横大路三分と定めるよう奉行所の裁定があった。横大路村浜には大船が着岸でき、瀬取賃がかららない。年貢収納する五畿内播州郡中

の後押しが大きく、両村の割合決定の背景には、下鳥羽問屋の衰退があった。

三、牛車の衰退

鳥羽・横大路の争論は、車数・問屋の減少に加えて、荷受量の減少など、双方が相手方を訴える理由には、様々あるもの、おおむね車渡世困難によるもので、京都町奉行への度重なる訴えに対して、裁定を江戸表に預けることとなった。寛政四年（一七九二）三月二十四日大津代官石原清左衛門・京都代官小堀主税等への申渡しである。

二条御蔵諸御年貢運送いたし候鳥羽伏見車持とも、困究および、御廻米運送難相勤由二而、品々難儀之趣申立候二付、先達而吟味之上、増賃米被相伺候へ共、前々より差定り候賃米増方之義ハ外々江も相響不容易筋二付、不及沙汰段其節申渡候、然共実々及難義、廻米者勿論、諸荷物運送差支候趣二も候ハ、此義ハ別段之趣意之事二付、京都町奉行所におゐて吟味有之、

二条城蔵へ年貢米運送する鳥羽・伏見の両車持たちが困窮、御用勤め困難により、運送賃金の値上げを願いだしたが、他への影響を考え沙汰止みとなったが、廻米だけでなく諸荷物運送にも難義なので、京の事情を勘案して奉行所にて再吟味となった。先にみたように鳥羽一万四千石と伏見一万二千石の廻米高で、鳥羽車が一輛五十回、伏見

四十回までと牛車一輛あたり往復の回数の上限が定められ、それを超える回数には一輛につき銀二匁を別途支給することになった。車力賃の一部増額は認められたが、それでは車持が困窮し、減少した要因はどこにあるのだろうか。

去ル申年当地火災後諸向手広二渡世いたし候様触置候付、歩行荷二而運送いたし来候品迄も大八車二而往来いたし候処、今以其候二相稼候付、年数相立候付き而ハ、諸問屋薪屋并京地諸荷物車持共運送少相成、追々渡世を失ひ候様及難儀候旨再応相歎候、大八車之儀前々ハ不相用候而も済来候事故、差留可申付候得共、今以火災建家も不相揃、仮屋建之者も有之、材木并諸道具等車保有之候得者運送之弁利も宜相聞候付、是迄差留之沙汰二不及候得共、車持之者共助力も薄く、外二渡世も無之御用車運送差支二も相成、難渋之趣再三相歎申立候趣無余儀相聞候、

寛政五年（一七九三）四月十七日の触である。大八車は、運送には便利との事であったが、市中では差止められていた。それが去る申年、天明八年（一七八八）洛中大火災の復興のため、多方面で規制緩和され、大八車・地車が許された。市中へ運ぶ諸荷物運送に、徒歩で運ぶような品までもが大八車で運ばれるようになった。建物の再建が未だならず、仮屋住まいの者にとって材木運送には、地車は便利であるので、差し止めることもできない。牛で荷運びする車持には、助力も薄く御用運送に差し支えているという。大八車・地車の参入により牛車の顧

客が奪われたというのである。

復興を目指す被災地の喧騒と混乱の中では、荷車を牽く牡牛を制御することは難しく、人力で牽く大八車や地車が取って代わるようになった。また復興中の洛中では、車道が健在であったか、明らかにでない。牛車は、平穩で整備された都市機能の中で、重量のある荷運送にその力を發揮するものであった。

この車持の減少について次の安永二年（一七七三）の車方の訴えをみよう。

口上書

一、海道筋車方之者共、近年困窮仕、渡世相統難仕候、殊二去々年夏牛病二而、家毎二損失仕、甚難渋二暮罷在候処、当春已来御荷物少々薄候得ハ、車三拾輛余茂減少致、私共当惑仕罷居申候、就夫当春より之諸入用六拾貫余も御座候二付、此節割賦仕、輛数二相掛ケ候所、石掛物一向出不申、甚迷惑仕候、依之無抛御中間江御願申上度候、何卒右懸物之内江錢五拾貫文御恩借仕度奉願候、尤返済之儀者、来ル十二月限二急度返済可能仕候、万一相滞候ハ、御用米之車力二而年寄方分引取急度相□可申候、右困窮之段、御推察被下幾重二も御恩借仕度奉存候、相残り候車共家業相続可仕候間、右願之通御聞届ケ被下候ハ、忝可奉存候、以上

車年寄

安永式癸巳年

横大路

七月日

多兵衛（印）

下鳥羽

仁兵衛（印）

同

仁右衛門（印）

上鳥羽

勘左衛門（印）

同

伝兵衛（印）

東寺

三十郎（印）

横大路

御問屋中様

鳥羽街道筋の車方は、近年困窮し渡世が難しいところへ去々年の明和八年（一七七二）夏に牛の病により車持が損失をうけ、そのうえ今年の春は荷物も少なく、車数が三十輛ほど減少している。当春六十貫余りの諸入用を車輛数により車持に割り当てたが、困窮した者からは一向に集まらない。横大路問屋仲間に五十貫の拝借を願ひ、返済が滞る場合は、鳥羽街道筋の車年寄が惣中として御用米車力賃から天引きで支払いに充てるという。壮年の四才牛の買入値段は、三両から六両といわれ、困窮の要因のひとつに牛の流行病があった。

さらに牛の流行病により文化九年五月から八月に二七三疋、文化

十一年五月から九月に五十一疋が死滅し、合わせ三七貫二百匁の損失があった。予期せぬ牛の病死により牛持たちを借銀へと追い込んでいった。

文化十五年（一八一八）、鳥羽街道六組車は、車数減少により公儀米延着で叱責をうけ、今年はとりわけ厳しく申付けられた。積み終わるまでは荷の売買を差し押さえられ、諸費用の支払いが出来ずに廃業する者もある。車持惣中から横大路問屋中に対して借銀の申し込みがあった。²⁸その理由書には、経費の詳細が記され、車一輛につき牛を半日交替で使役するので二疋の牛が必要である。車力賃は一貫三七〇文の二疋分で二つ割り平均六八三文で、車持の雑費として牛一疋に対して飼料や牛飼い下人の入用が八二四文となり、毎回一三七文の損銀が出る。そこへ車修繕費が一輛につき六貫七三〇文で一回の修繕で三十日稼働するという。公用の往復制限回数は五十回でそれを超えないと増賃はなく、修繕費が負担となる。牛の飼料や世話の人件費、修繕費など諸費用の高騰によりが車力賃と見合わなくなっていた。牛持は、一軒にほとんどが一疋でせいぜい二、三疋までの零細経営であった。家内労働が主体の近郷の小農民が耕作のかたわら牛車を維持することは、その経営規模からも困難であった。

文化五年と同十二年には大津米の運送を鳥羽の牛持共が伏見問屋より請け負った。³⁰その理由は記さないが、伏見組も牛の疫病被害を受け、割当ての廻米が滞り、下鳥羽村を頼んだとも考えられよう。

さらに、文政五年（一八二二）五月には洪水により鳥羽組車方が通行する、伏見車組に属する中嶋村領内の街道筋に切れ所ができた。道

普請ができ次第、車道取払い料銀五百匁を中嶋村に支払うことを条件に鳥羽組の通行を依頼し、この通行料は車方と問屋が負うことを約している。³⁰ 車道の破損にかかる諸費用は、鳥羽街道筋の車仲間にさらなる負担をかけていた。

天保十年（一八三九）鳥羽街道筋通行難により、上鳥羽浜着船の願書が出されている。³²

乍恐口上書

一、御城米并諸売荷共都而下鳥羽村・横大路村今牛車二而京地へ運送仕来候処、近來車方別而困窮仕、牛飼増候儀も難出来、惣体運送不弁利二付、地車御免も被為 成遣候処、道筋之内小枝橋其外差支之場所多御座候付、横大路村・下鳥羽村今上鳥羽村之間、川筋前々通船仕来候儀二付、已來

御城米并諸売荷共右在來之船路船積二相成候付、上鳥羽村領二おゐて船今車へ直二積替候場所之儀、差当り相応之場所も無御座候二付、車方其外上鳥羽村も一同熟談之上、当分上鳥羽村問屋河内屋市郎兵衛船揚浜二取極、同所へ船着仕船今車江直二積替仕度奉存候付、一同連印を以此段奉願上候、勿論右二付市郎兵衛を始村中其外何之差支も無御座候間、右之趣御聞届被成下候ハ、難有可奉存候、以上

天保十亥年九月八日

鳥羽・横大路 車方
年寄 藤吉
代 松之助

惣代 与八

城州紀伊郡下鳥羽村

問屋惣代

問屋 又左衛門

同 忠次郎

同郡横大路村

問屋 金三郎

同 四郎右衛門

代 幸助

同 権十郎

同郡上鳥羽村

庄屋 定八

年寄 四郎兵衛

問屋

河内屋市郎兵衛

御奉行様

小枝橋、その他鳥羽街道筋の通行に支障ある場所が多く、下鳥羽・横大路村の荷は、当面は上鳥羽問屋河内屋市郎兵衛の船揚浜を積替え場とする願書である。同時に船積の仲仕の労賃は問屋と車方で折半することや下鳥羽から京への車力賃と、上鳥羽浜揚げにかかる船賃に蔵出人足・出張積替人足を比較するなど上鳥羽浜の利便性を主張してい

る。³³ これまで対立していた横大路村と下鳥羽村が共に上鳥羽着船を願
い出ているのである。

川筋の不安定・小枝橋・車道の破損等により、上鳥羽浜が両浜に替
わろうとしていた。牛車減少、問屋衰退により車道修繕に影響してい
たのではないか。

四、地車運送の参入

鳥羽街道車方の困窮には、天明大火後積み荷の減少が影響した。横
大路浜でも元文から明和（一七三六〜一七六四）まで米穀が十萬石、
荒物が五萬六千駄であったが、大火後の享和元年（一八〇一）には
七萬一千石と荒物が一千駄に、さらに文政六年（一八二三）には、
五萬一七〇〇石、三〇〇駄と全体およそ三分一に減少し、とりわけ荒
物の減少が著しい。³⁴ 文政七年二月の諸品書上げでは、御所方への備後
表の畳敷物などの諸品、桃皮・黄皮・藍玉などの漢方薬や染料に抹香類、
鋤鎌など諸道具の材料になる柴木や薪炭、昆布などの松前物・干物・塩・
醬油に至るまでが、高瀬川へ廻り、鳥羽街道への積荷が薄くなったと
いう。³⁵ 活況を呈する京の東の物流の大動脈である高瀬川で船で運び、
そこから地車で市中へ運送する経路が盛んになっていた。

牛車の減少による蔵米運送が滞り、天保十年（一八三九）頃鳥羽街
道に地車が許容されるようになる。³⁶

奉願口上書

近世鳥羽街道における牛車の活動

一、私共仲ヶ間車持共、追々衰微仕車数相減、御城米運送差滞候付、
先達而大八地車百輛御免被成下、右地車新調代金之儀も御料
村々々出金いたし当 御役所様江差出候付、是又追々御下ヶ
被成下、難在仕合奉存候、右金子を以追々地車取捨、運送罷在、
尤御米凡式万五千石程運送二相成候趣、被 仰渡候付、其二
而相心得罷在候處、当年者御米凡式万七千石程鳥羽着二相成
候趣、小堀主税二而被 仰聞候二付、精々運送罷在候得共、
右地車牽人足賃之儀者、御定車力米之外二、御米壹石二付六
分ツ、増賃差遣不申候而者、牽立出来不申、此増賃銀凡拾六
貫弍百目程二相成、中々私共仲ヶ間二而才覚難出来、尤例年
被下置候御手当銀之儀者、御米皆済之上頂戴仕候儀二而、右
地車牽人足共者、日々賃錢渡遣不申候而者相働不申候二付、
右御手当頂戴仕候迄之所、先例も在之候二付、御拝借之儀小
堀主税様江奉願候處、去冬御銀式貫目御貸下ヶ二相成候得共、
右二而者中々斯足不申候付、猶又此節御貸増之儀相願候得共
御聞届無御座候、左候而者右人足共江日々渡遣候賃錢之手使
も無御座誠二以当惑難洪罷在候間、何卒格別之御憐愍を以、
御米皆済後御手当銀頂戴仕候迄、当御役所様御用銀之内、五
貫目拝借被為 仰付被下候様奉願上候、尤右者例年被下置候
御手当銀を以、無相違急度返上納可仕候間、御慈悲を以右之
趣御聞届被成下候ハ、如何斗難在仕合可奉存候、以上

鳥羽海道筋

車方

天保十二丑年閏正月十二日

年寄 善四郎

惣代 与八

二条蔵米運送には横大路村の地位が確保される背景には、総体牛車数の減少があった。下鳥羽村の車持は、享保十三年（一七二八）には百輛六七軒あったが、安永期（一七七二～一七八〇）では四九軒、寛政元年（一七八九）には三十軒、翌二年には十九軒となり、ついには車役の減免を願うのである。牛車の数は回復する兆しは無く、蔵米運送も滞りがちとなり、そこで牛ではなく人力で牽く大八車等の地車が許可された。

江戸では明暦三年（一六五七）の大火後、物資運搬手段に変化があった。駄賃馬より賃銭は高いが、積載能力と簡便性により、大八車が日常諸物資の大量運搬に普及していた。³⁸

地車の新調代金の勘定書には、天保十年（一八三九）九月には伏見長嶋屋治兵衛に車の部品筒（胴）代金支払いなど新調の支出が書き上げられ、こうした車の注文は同十二年まで、毎年二五両ずつ役所からの手当金が支給されている。天保十年に鳥羽街道で地車を導入するこゝとで鳥羽街道の車方の存続をはかり、蔵米運送の確保をはかったものであった。

ところが、この地車を牽く人足は、定められた車力賃に加えて、一石に六分の増賃を要求し、この増し分が十六貫二百目になる。日々の賃銭を受けとり働く日雇労働者であった。米皆済まで手当銀が支払われない車方にとっては、人足に対して即日支払う手元銀に悩むことに

なる。寛政元年（一七八九）すでに京でも十四名からなる日雇請負仲間が定められ、請負の者には印札を掲げ統制に乗り出していた。³⁹牛に替わる労働力は、不安定な短期労働を目当てに都市に流入する日雇が担うようになっていた。

むすびにかえて

鳥羽街道筋の村々では、その後も荷揚場をめぐる互いに競合しつつ、時には街道筋の同業者が結束し、運送に携わっていた。

年紀はないが、近世の下鳥羽村の家数は二三二軒で人数は一一一五人、牛が四八疋であった。⁴⁰「京都府地誌」によると、明治初期には下鳥羽は二三七軒、一一七七人で村の規模は変わらないが牛数の記録はない。横大路村にも牛は記さない。下鳥羽では、天保郷帳の村高は六九三石で、村人一人当たり〇・五石である。横大路村は明治七年に富森村と合併、合わせて二八三〇石の村高から一人当たりの石高は二・二石である。南山城の内里村では二・〇石で、農業経営中心の一般的な集落では、概一人当たりの石高は二石前後とすると、下鳥羽村は、農業従事者が少ないか、極端に米の産米が少ないかであるが、地誌では下鳥羽二三七戸のうち雑業種が五八戸で村の四分の一を占めている。一方上鳥羽村には、牛六疋・牝牛二疋に人力車一三・荷車代八車一・中小荷車六八を記録し、運送業は行われていたようである。⁴²また明治十六年横大路村の大小車は、四七輛あり、一人乗り人力車が九輛、二人乗りが二九輛であった。⁴³明治以降も横大路村は荷揚浜として

は健在であった。付近の河川改修なども含め、近代の鳥羽街道の分析については、今後の課題となろう。

京の物資運送の牛車は、少なくとも鎌倉時代には遡り得る伝統の業種であり、寛永期の江戸城外廓普請では、京の牛車が入り入れられそのまま江戸に留め置かれた。重量のある資材運搬にその力を発揮したが、その後は大きな発展をみせず、江戸でも明暦三年（一六五七）の大火後は、人力の大八車がとってかわっていた。

洛中への米穀・材木には京の牛車は、伝統的・特権的な公役として使役されていたが、その最盛期は、將軍上洛や寛永期の寺社造営の頃ではないか。十七世紀後半には車方困窮の兆しがみえ、それにつれて問屋の軒数も減少しはじめていた。高瀬舟との競合、諸物価高値に伴い牛の飼養・車の修繕など諸経費の高騰に加えて牛の疫病によりその営みは次第に圧迫されていた。家内労働を基礎にした自営農民がこれら経費を負担しながら従事するのは困難であった。とりわけその衰退を加速させたのは、天明八年の大火後に新たに参入した地車と日雇であった。鳥羽街道では牛車は次第に衰微の道を歩んでいった。

『拾遺名所図会』二正が連なる牛車には、帰路であろうか荷台には荷物がなく、ひとり台の上に寝そべり、もうひとりは牛の草鞋を編む車方の様子は、天明大火以前の、のどかな光景であった。

〔付記〕

大津市歴史博物館高橋大樹氏、京都市歴史資料館、京都府立歴史彩館、同志社大学図書館、明治大学図書館、及び車石・車道研究会

久保孝氏にご助力をたまわった。末筆ながら衷心より謝意を表す。

別表 鳥羽街道の牛車・車持人数

	正徳 4 (1714)		享保 13 年 (1728)	
	車数 (輛)	車持人数	車数 (輛)	車持人数
東寺	42	42	17	7
上鳥羽	106	106	94	57
塔森	12	12	5	4
久我	6	6	1	1
下鳥羽	87	87	100	67
横大路	38	38	30	22
小計	-	-	247	158
車年寄分	-	-	31	10
総計	291	291	278	168

〔註〕

(1) 『京都町触集成』二卷、一六三、享保十三年十月。同三五二、享保十五年五月。同三五二・三五三、享保十五年五月。同八七二、享保二年三月。同三卷、二四九、延享三年五月。同九一九、寛延三年五月。同六卷、

- 九三三、天明四年二月二九日
- (2) 水本邦彦『京都と京街道』京都・丹後・丹波、二〇〇二年、(街道の日本史三二)。京都市編『京都の歴史』五、第二節街道と舟運、一九七二年。京都市編『史料京都の歴史』(以下『史料京都』)一三、南区、近世河川と街道、一九九二年。伏見町役場『京都府伏見町誌』一九九九年。安田真紀子『東海道日岡峠における木食正禪の道路改修事業』『奈良史学』第八号、二〇〇〇年。樋爪修『京津間の車石敷設工事』『天津市歴史博物館研究紀要』創刊号、二〇〇三年。水谷清三『車石・京都三街道における運送施設の考察』『地理学評論』第三〇巻第六号、一九七五年
- (3) 櫻井芳昭『牛車』二〇一二年、法政大学出版局。岩生二監修『京都御役所向大概覚書』上巻、「六十」京都牛車・車教并拝借之事、一九七三年、清文堂出版
- (4) 『史料京都』四、市街・生業、二六(大沢家文書)寛永十九年六月十一日。五条目「一、但、榎木」とあるが、野田の本文引用文「揚木」を採用した。野田只夫「馬借集団の活動とその構造」『京都学芸大学人文地理』V O L 3・No.5、6、一九五二～二年。
- 野田は、「大沢家が中世以来下鳥問屋を独占、元禄に問屋五軒に分立」としているが、寛永期に十軒あった問屋は、蔵米や建築資材など近世初頭から諸物資の運送にあたり、車持は十七世紀後半には困窮し始め、問屋もむしろ減少傾向にあった。川島元次郎『朱印船貿易史』一九二二年、内外出版
- (5) 大沢家文書(明治大学博物館所蔵、以下同様)G二二二、享和三年(文書番号は、「明治大学刑事事博物館目録」による、本稿では、京都府立歴史彩館所蔵写真版を利用した。〔史料1〕)
- (6) 荒井顕道編著『牧民金鑑』上巻、「寛政四年三月廿四日、石原清左衛門小堀主税等江申渡」、一九六九年、刀江書院
- (7) 『拾遺名所図会』竹田街道の牛車、国際日本文化研究センター都名所図会データベース、二〇一七年九月
http://www.rinchibun.ac.jp/meisyozue/kyotosyuu/page/7km_01_674f.html
- (8) 前掲(3)
- (9) 藤田(権)家文書一三、享保一三年十一月四日(京都市歴史資料館写真版、以下同様)。正徳四年(一七一四)は『京都御役所大概覚書』上巻より作成。
- (10) 大沢家文書P四六、寛文九年四月二二日、〔史料京都』一六伏見、三五九頁、五〇)
- (11) 大沢家文書P四八、元禄三年正月
- (12) 伊藤英夫家文書四八、文化五年二月一九日(京都市歴史資料館写真版、以下同様)
- (13) 藤田(権)家文書一一、享保六年七月(傍線は著者による)。大沢家文書P五二に同文あり
- (14) 「加茂川筋・高野川筋水垂迄絵図」館古〇二三中井家文書四〇二、寛文九年十月、京都府立歴史彩館所蔵
- (15) 大沢家文書P五一、享保六年十一月二日(『史料京都』一六伏見三六三頁、五三)
- (16) 大沢家文書P六四、文化五年十一月、〔史料2〕
- (17) 「城州鳥羽海道四塚町夕淀小橋迄絵図」宝永七年十二月、「車石―江戸時代の街道整備―」大津市歴史博物館企画展図録、二〇一二年。車石・車道研究会久保孝氏のご指示により、横大路村以南は車石の現存はなく、発掘でもいまだ確認されていない。
- (18) 藤田(権)家文書一二、享保二十年六月
- (19) 前掲(4)、野田七六頁。藤田(権)家文書二二八五、享保六年〔史料3〕
- (20) 「伏見の歴史と文化」二〇〇三年、京伏見学叢書一。『京都市の地名』一九七九年、平凡社
- (21) 伊藤英夫家文書四八、文化五年二月一九日、〔史料4〕
- (22) 前掲(7)、鳥羽作道、二〇一七年九月
http://www.rinchibun.ac.jp/meisyozue/kyotosyuu/page/7km_01_665_1.html
- (23) 大沢家文書P五五、延享二年六月
- (24) 藤田(権)家文書一八〇、天明四年正月二四日。前掲(14)
- (25) 大沢家文書G二二五〔史料5〕
- (26) 前掲(6)

- (27) 前掲(1)、七巻、七三三、寛政五年四月十七日
- (28) 藤田(権) 家文書五二、安永二年七月。古島敏雄『江戸時代の商品流通と交通』一五七頁。一九五一年、お茶の水書房
- (29) 藤田(権) 家文書一〇一・一〇五、文化十五年二月〔史料6・7〕
- (30) 伊藤英夫家文書一〇八、文化五年極月・同一〇七、文化十二年五月
- (31) 藤田(権) 家文書一二二、文政五年五月〔史料8〕
- (32) 大沢家文書P七二、天保十年九月八日
- (33) 大沢家文書G三二二、天保十年九月十九日
- (34) 藤田(権) 家文書一三七、文政八年正月十五日
- (35) 藤田(権) 家文書九二六、文政七年二月
- (36) 大沢家文書P六九、天保十二年閏正月十二日
- (37) 伊藤英夫家文書、寛政二年十一月、〔史料京都〕一六伏見、三六七頁、六〇)
- (38) 渡辺和敏『近世交通制度の研究』一九九一年、吉川弘文館。武田尚子『荷車と立ちん坊 近代都市東京の物流と労働』二〇一七年、吉川弘文館
- (39) 前掲(1)、七巻、一九四、寛政元年十二月廿九日。南和夫『江戸の社会構造』一九六九年、塙書房
- (40) 伊藤英夫家文書三九、年未詳
- (41) 「京都府地誌」(京都府立歴史館蔵、『史料京都』一六伏見、三七〇頁、六三)
- (42) 前掲(40)、〔史料京都〕一三南区、二九八頁、四一)
- (43) 藤田(権) 家文書五六九、「諸軍国税地稅收入簿」明治十六年

〔史料1〕大沢家文書G三二二 享和三年(一八〇三)

(表紙)

〔享和三年亥年

御城米一件

書附写

」

相對一札之事

一、二条御藏詰米之儀、鳥羽伏見浜着之上、御米升廻し之儀、一艘限り三俵宛相廻し、平均五斗壹升八合目当ニ相改、若欠米有之候ハ、一艘限り惣石数掛ケ欠米村々御渡シ被下候筈ニ御座候、尤右欠米有之候ハ、其村着米高之内ニ而引取可申候事

但シ、升廻シ之儀、五斗一升八合々余慶ニ相廻り候共、五斗一升八合ニ相立、其上たとへハ、廻シ俵三俵之内五斗一升八合、式取五斗一升五合一俵有之候ハ、三合之欠ニ相成、是ヲ其節着米高之内俵数三分一二相かけ、欠米受取申候、相對ニ御座候、右壹升八合より下廻シ之分、右ニ順シ欠米御渡し被下候事、尤三俵共廻シ俵不残五斗一升八合より下廻シニ相成候ハ、着米惣俵数ニ相かけ欠米受取申候事

一、鳥羽伏見水揚藏敷賃米之儀、前々より御米壹石ニ付米三合三勺ツ、受取相勤メ来り候所、近年相對之上三合三勺御増被下、本来壹石ニ付、都合六合六勺も受取、右増米ヲ以御藏内拵五斗壹升五合目当ニ仕立、若欠米有之候ハ、私共急度弁米仕欠引受相勤申候、

尤御役人中様方答有之、自然内拵強相成候儀有之候ハ、其節之込米割合ヲ以御用捨被下候事

一、御前廻シ切石弁米之儀、私共江引受候様被仰聞候得共、難斗儀ニ御座候ニ付、引請候段御断申候所、猶亦被仰聞候者前書之通、兩所浜着米三俵平均五斗一升八合目当ニ相渡シ欠米有候ハ、前書升廻シ趣ヲ以、欠米無滞相渡、其上御米津出し之儀も相互ニ申合切石無之様、以來別而入念津出し可致候間、何分ニも切石弁米引請相勤候様再応被仰聞候、依之右之趣承知仕、以來切石弁米私共江引受、村方へ相かけ申間敷候事

○但し前書之通升目相定引受候上者御藏納之節、切石ニ相成、再拵有之候共足米御村方江少シ茂相掛申間敷候、猶亦私共浜着之上、上乘衆立会相改、□□手俵等有之候ハ、受取書ニ相記遣シ可申候、若亦臨時之儀等出来仕候ハ、是亦御村方江相達可申候

一、鳥羽着米之分瀬取舟賃之儀、御米十八石積壹艘ニ付、銀式匁七分ニ相定有之候得共、干水之節ハ積石相減シ候而も壹艘式匁七分ニ御座候得共、無謂致減石候様致取斗申間敷候

前書之通ケ条相立相對相極当亥年分来ル卯年迄御年貢米之内、二条御藏詰米運送差配五ヶ年之間私共引受候上者万端大切ニ相勤可申候、万一異変之儀有之候ハ、如何様共御郡中御勝手ニ御取斗被成候共、御太切之御米ニ候得者、少シも故障申間敷候、為其一札如件

鳥羽

大沢又左衛門

享和三亥年八月

小笹忠治郎

伏見

日野屋喜太郎

河内屋宗助

篠山十郎兵衛様代官所

摂州西成郡 古田

同 惣代中 壹通

東成郡国分村文藏殿へ壹通

西成郡新田御惣代中壹通

・(以下省略)・

〔史料2〕大沢家文書P六四 文化五年(一八〇八)

(帯封)

〔文化五年十一月、車方一同、横大路村問屋相手取願出候願書写〕

乍恐奉願上候口上書

私共

一、牛車持之者共ニ而、二条 御城米運送之儀、古来より下鳥羽問屋分二条御藏迄運送仕来り候之処、享保年中横大路村へ右御城米着船之儀有之候ニ付、下鳥羽問屋并車方之者共分御願奉申上、則御吟味之上前々之通り、下鳥羽浜江着船仕候様御裁許被為仰付、其後天明四辰年右着船之義、横大路村分御願奉申上候処、御吟味之

上、下鳥羽弥以御城米運送之儀、入念可申旨御裁許被為仰渡、尚
又寛政十年右同様着船之儀、横大路村分目論見候二付、下鳥羽
分御願奉申上候処、則御吟味之上、前書之通り追々被為 仰渡候
御趣も有之上者、旁以横大路村江御城米着之儀者難被為仰付旨御
裁許被為 仰附、難有仕合二奉存、不相替御用無滞相勤罷在候処、
享和元酉年下鳥羽問屋与惣五郎と申者詎合御座候二付、問屋相休
申候、夫二付問屋又左衛門引請皆着仕無滞運送仕罷在候処、郡中
分申上候者、問屋又左衛門壱軒二而者手狭勝手悪敷由申立 御役
所様へ横大路問屋分分石之儀御願奉申上候二付、私共被為 召出、
横大路村分運送可仕候様被為仰渡候二付、前々分追々御歎き奉申
上候通り、横大路村分運送仕候而者往還道法半程遠く相成、弁理
宜道理無御座候、牛足疲れ甚差支難渋仕候旨、段々御断奉申上候
得共、其御懸り四方田重之丞様□（参力）不相勤候而、見赴之
儀申上候、先為職相勤可申旨、嚴重二被仰渡御裁許候而者無御座
候得共、私共可仕様無御座候、其上上鳥羽村庄屋茂右衛門・神足
村庄屋三郎兵衛・中嶋村庄屋林右衛門三人仲人二付、御米壱石二
付増車力銀四厘ツ、横大路村問屋分差出呉候筈二相成、無是非取
嚙相隨ひ下二而廿ヶ年年限相定、為取替等仕乍難渋無抛御請書差
上奉り牛足疲れなから是迄無理二相勤候得共、何分道法余程遠く
相成候儀、甚歎き牛足八届かね難渋仕候、此後迎茂右之通相勤
候而者追々車数も相減御用御差支二も可相成哉と恐入奉存候、既
二往古ハ車数三百輛余も御座候処、段々減少仕、寛政年ハ漸七拾
五輛二相成亡車多ク取統難相成、無抛寛政四年子六月西 御役所

様へ難渋之趣御歎き奉申上候処、以御憐愍を 江戸御表へ被
立被下候而御手宛銀頂戴仕、其後追々少し宛以 御蔭車相増、寛
政四年分寅年迄二車百三輛程二相成候得共、右横大路へ御米着
船二相成候而者、又々車数拾式輛余も減少仕、折角厚き御憐愍之
御趣意も薄く可相成哉と恐入歎ヶ敷奉存候、尤下鳥羽分横大路村
迄道法往還半道程も有之、殊二車積立候場所狭ク御座候故、車遣
ひ之者共先へ入込候車、却而跡二相成忽刻限も遅相成、右之通往
還狭ク御座候上、往来人有之、甚難渋仕万一怪我人二而茂可有之
哉と旁以車方之者共心配多、何角差支而已二而至極難渋仕、迎も
此上横大路村分御米運送仕候儀者難相勤不得止事、此段御歎き奉
申上候、何卒以憐愍を前々之通り、下鳥羽皆着被為 仰付候様、
幾重二も奉御願上候、尤前文之通り、問屋又左衛門壱軒二而者手
狭と御懸り分も被為仰付候得共、伏見表二而者問屋壱式軒分御米
運送仕候、当時者下鳥羽二而も問屋又左衛門・同忠次郎分運送仕、
外二式軒も問屋有之、右四軒之間屋皆着米被為 仰付被下候ハ、
御差支も無御座候、車持共も弥無滞運送渡世相続仕、且車遣ひ之
者共も大ニ心勞之相快、尚又牛足も自然と疲れ少ク相成候得者一
統相続可仕と奉存候、此段御賢察被為 成下御憐愍を以御聞届被
為成下候ハ、難有仕合可奉存候、前段二申上候通、享和元酉年
分横大路村へ御米着船二相成候而者、既二車数拾式輛余も相減候
得者乍恐 御公儀様分被下置候御手宛二も拘り、此上追々車減少
仕候様成行候而者、何程歎御不易二も可被成哉と恐入歎ヶ敷奉存
候、且亦御出役中様も夫程日数永く御掛り被遊候得者、自然と御

城米も段々牽後レニ相成、且郡中村々ニおゐてハ御皆済も遅滞ニ相成、何れも弁理不宜候、何分此上牛足等も疲れ、追々車減少仕候様成行候而者、車持共も相統難相成必死と難渋仕候間、前々之通り何卒下鳥羽問屋江皆着仕候様被為 仰附被下候ハ、車持共一統広太之御救と難有仕合可奉存候、以上

鳥羽海道

車年寄 藤吉

車持惣代 五郎兵衛

車年寄 伊右衛門

車持惣代 孫兵衛

同 平七

文化五辰年十一月

車年寄 源九郎

車持惣代 善四郎

同 伝兵衛

車年寄 新助

車持惣代 九郎右衛門

車年寄 長三郎

車持惣代 利兵衛

右之通此度乍恐八分 御代官様方へ御一統向々御願差上申候間、右前書ニ申上候通り、郡中村々へも御賢察を以何卒下鳥羽問屋江皆着仕候様、御利戒被為仰渡被下候様、偏ニ奉御願上候、且右体車持とも難渋之仕合故御一統御賢察被為成下候段、尚また御窺ニ上り申度奉存候間、

乍恐 御代官様方御憐愍を以、御聞届被為成下候而、車持末々之者迄広太之御救御一統御賢察被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

車年寄 何某

車持惣代 何某

〔史料3〕 藤田(権)家文書二二八五 享保六年(一七二一)

高槻御蔵物

元和三年巳年

御詰米式万石

寛永三寅年

御上洛其節、為御入用米、高槻御蔵米式万石、京着ニ付、船方ハ過書

淀船ニ而横大路問屋着米之儀被為 仰付候、相勤申候、

則此節 御蔵奉行

田中彦右衛門様

本田角右衛門様

後替り御奉行者

伏谷彦助様

田中善左衛門様

右高槻米式万石之内ニ而、毎年四千石ヲ三ツ割、三月六月十一月三ヶ度宛御与力同心御切米運送仕候、夫今元禄四年未年ニ高槻蔵御引取、二条御蔵詰ニ相成、享保六丑年迄横大路浜ニ而運送相勤来候

〔史料4〕伊藤英夫家文書四八 文化五年（一八〇八）

乍恐返答書

一、伏見惣年寄左久十郎此外之もの共私共相手取、諸荷物運送之義、当三ヶ村勝手俣二、脇道継送其外本宿同様之取捌キ方仕候趣、申立御訴訟奉申上候付、今日御召合せ之御裏判頂戴仕奉驚候義二御座候、乍恐左二返答奉申上候

一、私共三ヶ村之義、鳥羽海道与唱、京都之往還二御座候処、旅人宿者一切不仕、諸荷物之義者、前々大坂其外諸方、何に不寄京都江も運送問屋諸魚荷附渡世仕来候場所二付、先年京都 御役所様二而御冥加銀御吟味有之、淀川筋通船諸荷物問屋渡世、前々仕来候訳を以、御冥加銀下鳥羽村・横大路村とも京都 御役所様へ年々上納仕候処、天明八申年京都大火二付、追而御沙汰御座候通、御冥加銀者諸商人共一同御免被仰付、寛政年中尚又御吟味在之、近来淀川辺附洲二相成、船着不立、其上淀小廻船二而運送仕候付、船勝手悪敷荷物伏見廻り二相成、自然与段々衰微仕、下鳥羽村者以前牛車数三百輛余御座候処、右御吟味之節者牛車百輛程二相成前々下鳥羽村問屋拾軒有之候処、六軒二相成、横大路村者九軒有之候処、四軒二相成甚困窮難決之義御吟味之上相違無御座候二付、御冥加銀之義減少者被仰付候得共、唯今以毎年京町御役所様江上納仕候義与御座候、寛政之頃迄者牛車も百輛程有之候得共、当時二而者纔八拾輛程二相成、享保年中与者牛車式

百七八拾輛程相減、鳥羽海道追々困窮衰微仕候、且右諸荷物之内積仕来二而其上温氣之節冷気ニ至り候迄、魚荷着来を待居候而者魚痛候付、毎日夜中枚方辺迄も人足仕立遣し、魚荷を駈持二而、直二京都江未明二持着ケ、乍恐禁裏様 御所々様方朝御膳之御差支無御座候様、相勤来□鳥羽村之儀も前々諸品運送仕来申候、且又前々二条御藏詰米御所々様御藏詰米相勤

御公儀様御用之御品大坂其外今京都其外之運送御用相勤、京大坂御往返御用状、宿次飛脚御用相勤候付、年々御扶持米被下置人足者上・下鳥羽村・横大路村二而繼立相勤候共、右御扶持米三ヶ村配当頂戴仕候得共、近来御用状多、右御扶持米二而者御用相勤兼候得共、鳥羽海道渡世相続仕候冥加与奉存、一同申合無滞御用相勤来、其外年々大坂御城御松鋳御用等京都大坂表江御差下之節并御簀竹運送御用も御公役二而前々相勤来申候、鳥羽海道之儀者大坂尼崎枚方江之船賃御定之高札下鳥羽村二有之、大坂尼崎枚方二者鳥羽迄之船賃御定高札有之、諸荷物運送之場所二相違無御座候、朝鮮人來朝其外年々御勅使様鳥羽海道御通行、諸御役人様方毎々御通行も御座候義二而、訴訟方今申上候脇道と申筋二而者無御座候、鳥羽海道与唱、淀宿江之道筋二御座候間、当村方ハ極水場二而、立毛も難生立場所二付、往還筋之稼無之候而者、鳥羽海道之もの共渡世無御座候処、近来鳥羽川筋年々川床高ク相成、元船「」自然与私共村々江諸荷物着無数、多分伏見表へ相廻候様罷成、私共家

業薄ク家数も前々々大ニ相減候上、近年度々水難、昨年者別而数度之洪水ニ而、村方皆無困窮弥増之時節、此度伏見表之もの共新規之目論見仕、御訴訟申上候段迷惑至極奉存候、前書ニ申上候、前々々仕来通り其外聊新規之義無御座候、私共村方ニ而宿場建置候義者無御座候、既天明五巳年十月頃宿々御改之由ニ而、御役人様伏見表御着之砌、御旅宿江私共之内被召呼、伏見表之御願申上候由ニ而、運送方荷物之義御聞糺被成候付、前文之趣等委ク御答申上、前々々仕来り罷在候、諸荷物大ニ相減有之上者、以来何ニ不寄一品ニ而も相止メ候義難仕趣御断申上、其砌も御聞濟被成下、無恙渡世相統仕来候処、此度右体新規之儀伏見町中今私共相手取、御訴訟奉申上候義者、全当村私方前書ニ申上候通、極難之時節ニ付、御当地へ罷下り候路用手当ニも差支候義を見込候義と奉存候、既相手取候名前之内、横大路村吉郎兵衛儀者、歩行荷物渡世之ものニ付、其段訴訟方へ申聞候処、同人相手取候段心得違ニ付、訴訟方今御断可申上旨罷下候ニ不及旨申之ニ付、吉郎兵衛義者罷下り不申候、此外其日過之もの多相手取候段難得其意、御当地へ遠路罷下り居候而者、親妻子厄介之もの共暮方ニ差支、露頭ニ相立可申候、嘆ケ敷難洪至極仕候前書之通、近来諸荷物私共浜へ着無数多分伏見江相廻り鳥羽海道衰微仕候処、此上諸荷物相減候而者追々渡世を失ひ、

御公儀様御用も相動り不申、私共者勿論鳥羽羽海道車持共も立行不申、水揚仲仕・歩行荷稼等仕候多の人数之もの共難洪者不及申、前々々立来り候鳥羽・横大路浜終ニ者退転ニも可及様成行鳥羽海

道之もの共難立行嘆ケ敷奉存候、伏見表之もの共も私共村方前々々諸荷物運送之義者能存知罷在ながら、此義新規之目論見仕、御訴訟申上候段、横道なる儀ニ奉存候訴訟方今私共村方へ懸ケ合候処、勝手俣之挨拶仕対談不行届段、訴状ニ申上候得共、前書之通前々々仕来候処、新規之義申懸候儀ニ付、及対談方も無御座候、此上於私共前々々仕来り之諸荷物運送渡世相減候儀者難仕候間、何卒前々仕来通り御聞届被成下、以来新規之義申立相手取不申様被為仰付被下候様奉願候、右之趣御憐愍を以御聞濟被成下候ハ、（マコト）広太之御慈悲難有可奉存候、以上

小堀中務殿御代官所

城州紀伊郡上鳥羽村

文化五年

辰二月十九日

問屋 市郎兵衛

庄屋 四郎兵衛

今出川殿家領

同州同郡下鳥羽村

問屋 又左衛門

煩二付代 市郎兵衛

同 忠次郎

煩二付代 与惣五郎

庄屋 甚兵衛

同州同郡横大路村

泉涌寺領

魚荷附 松右衛門

小堀中務殿御代官所

同 甚右衛門

東福寺領

同 弥三郎

煩二付代 五左衛門

同領

同 吉右衛門

煩二付代 直次郎

舟橋殿上知

小堀中務殿御支配所

同 次郎右衛門

小堀中務殿御代官所

同 權兵衛

舟橋殿上知

小堀中務殿御支配所

同 伝次郎

煩二付代 伝左衛門

庄屋 權十郎

道中

御奉行所様

〔史料5〕大沢家文書G二二五 享和元年（一八〇一）

乍恐口上書

一、去ル九日下鳥羽村・横大路村一統被 召出二条御詰米中次問屋之儀、年来下鳥羽村相勤来候得共、此度横大路村を差加へ分石仕、両村申合年限歩通ニ而も相定、横大路村猶郡中とも対談可仕旨御理解被為 仰渡奉畏候、依之最初横大路村へ掛ケ合荒増示談之上、郡中へも対談仕存念ニ候処、横大路村二者既ニ郡中江懸ケ合ニ出坂いたし候由故、帰村を相待、当十五日面会いたし無隔意叮嚀ニ申談候得共、即答も不仕、翌日ニも返答可有之約束ニ而相別し、其後打捨置候ニ付、使を以再三相尋候処、漸廿二日之夜通り掛ケニ立寄乍立何之訳も無之返答申置候、尤郡中二者惣代上京いたし、当廿一日対面仕候節横大路村へ着米之儀者郡中勝手俣ニ不致候而ハ差支候間、此旨承知可致由申聞候ニ付、年限歩通等相定メ横大路村と証文為取替申度由、相頼候得共、両様共一向聞入不申当惑仕候、愚昧之私共種々勘弁之上両海道御廻米之内横大路村へ三分通、下鳥羽村へ七分通と相定候而も、矢張手狭ニ而、郡中差支之由申之ニ付、左候而歩割者右之通相極候而も皆□横大路村へ積被送候とも故障申問敷旨返り証文遣シ可申由申談候処、漸納得いたし其趣違變為無之仮証文任望先方より之案文ニ印形仕遣置候、猶為取替証文本紙相認引替可申約諾ニ御座候、此儀迎も余り強盛ニ申募候故無余義了簡ニ御座候、将又年限之所幾重ニ相頼候而も何分聞入呉不申如何とも申条、無之候ニ付、左候而ハ右御用ハ最早難相勤辞退可仕より外ニ仕形も無御座候段無抛申候、然ラハ弥相止メ候哉と問被詰候故、無是非決而辞退可仕由申之候、応対之始

末荒々如斯御座候故、迎も対談難相調候、然ル上者御城米御用之儀ハ御憐愍を以一ト先ツ御赦免被為成下候而、一統安心仕却而難有可奉存候、以上

城州紀伊郡下鳥羽村

問屋惣代

享和元年酉十一月廿七日

佐右衛門(印)

又左衛門

代孫右衛門(印)

付添忠兵衛(印)

御奉行様

〔史料6〕藤田(権)家文書一〇一 文化十五年(一八一八)

口上書

一、鳥羽海道車持之儀、前々とハ車数大ニ致減少候処、御米積之儀者嚴敷被為 仰付、幾日迄ニ引上候様ニ者御申渡被成候故、御請者申上候得共、減車之外纔殘車之事故、随分出精仕引上候様ニ仕候得共何分車数少く、自然と及延着候得者、蒙御叱奉恐入候儀ニ候、別而当年之儀猶更嚴重被仰付候、尤御米積切候迄者売買荷押置候様被仰渡候、何分及困窮候車持共渡世引合兼減車仕候、右家内雜費多分相懸り候故、無抛売買相止メ申もの多有之候、右之訳者有増別紙ニ認奉入御覽候、以上

文化十五年

海道六組

寅二月

車仲間中

御問屋中様

〔史料7〕藤田(権)家文書一〇五 文化十五年(一八一八)

覚

一、当時役車相勤候分

東寺組

四輛 藤吉

上鳥羽組上方

二輛 伝兵衛

三 弥兵衛

二 勘九郎

二 茂右衛門

三 伊右衛門

一 庄三郎

三 市右衛門

二 平七

同 下方

四輛 平次郎

一 与兵衛

一 源兵衛

二 善四郎

一輛 五左衛門

二 源六

一 半兵衛

一 新藏

二 清七

二 藤五郎

六組車数合六拾七輛

四 弥七

右にて当時相勤来り候、此上減車仕候儀も難斗儀ニ候

三 源九郎

二 弥三兵衛

一、道筋之儀下鳥羽問屋□小枝橋迄往還筋高三尺之上置ニ而、車通ひ

一 作兵衛

筋者一円低ク相成通行難儀ニ候、且上鳥羽之所者堀川西洞院川筋

四 伝三郎

ニ而、仮初の出水ニも車道へ流水仕、土砂を流シ車道大ニ損シ難

段之上組

洪□(仕)候、其外京都迎も大宮通三条迄輪形付通し悪敷相成申

二輛 甚七

候

一 甚三郎

一、役車積登候節、車一輛ニ付牛半日替りニ仕一輛之牛ニ疋懸り之手

二 新助

当ニ御座候

一 伊兵衛

一、御米車力之儀者、文化十一戌年今式万減ニ相成一輛ニ付車力米五

一 源四郎

升六合、此代錢三百七拾文、但、売買荷車力者一輛ニ付平均壹貫

二 定八

文ニ当り申候

一 九郎右衛門

但、御米車力売買荷車力合テ壹貫三百七拾文、

一 新六

二ツ割ニ而六百八拾三文ニ相成候処、車持雜費入用者左

一 忠三郎

之通ニ候

一 九兵衛

一輛 半兵衛

下鳥羽組

一輛 半兵衛

横大路組

一、毎日牛一疋ニ付飼料

糠 壹斗代 百文 米一升代 六十四文

飯菜 代 三十九文 薪代 三十式文

牛飼人給銀代 廿四文 牛飼飯料 三十式文

ノ式百八拾八文

車遣ひ下人入用

給銀小遣ひ 百文 沓わら代 百文

飯料 百文 車輪損一輛ニ式百廿文

油代 十二文

ノ五百三拾式文

二口合八百式拾四文

一、御米車力者売買荷二輛ト車力合 壹貫三百七拾文

右を二ツ割平均にて六百八拾三文ニ成

雑用料 八百廿四文ニ成

差引百三拾七文ツ、毎日損銀相立申候

右之外ニ 取替牛之入用 式百八十八文懸り候

一、車繕入用左ニ

輪一輛 拾四枚 代三貫文 矢廿本代 五百五拾文

間矢五本代百文 大工作料 三百式拾文

細工手間 式百五拾文 二人飯代 三百文

ノ四貫五百五拾文

但、其後直シ四度相懸り矢口米入用細工

手間飯代ともノ壹貫五百八拾文相立申候

合六貫七百三拾文 一輛ニ付入用相懸り候

右車仕立通行日数三十ヶ日程保チ申候

一、文化九申年五月比今八月迄牛煩ニ付、

相果候分、七拾三疋此代銀

凡廿壹貫九百匁

一、同十一戌年五月今九月迄牛煩ニ付相果候分、

五拾壹疋、此代銀凡拾五貫三百匁

右兩年臨時夥敷損銀有之候付、拝借銀

奉願同戌年ニ銀式拾貫目拝借仕候事

右之趣ニ御座候ニ付車持共、一向ニ渡世難相成、甚及難儀候間、右

書付御披見被成下、何卒車持取続立行候様之御勘弁、偏奉頼上候、

以上

文化十五年

寅二月

車持 惣中

御問屋中様

〔史料8〕 藤田（権）家文書一二二 文政五年（一八二二）

一札

一、当月十二日洪水ニ付、其御村方御領之内車海道筋ニ而切所出来、依之牛車往来難相成候ニ付、往還分東西切先荒場所之所、往還御普請出来迄車道被成下候様御頼申入候処、御承知被下忝存候、然ル上ハ御普請出来之節車道取払料として銀五百匁車仲ケ間分相渡し申約束ニ相違無之候、万一聊ニ而も相滞候ハ、問屋仲ケ間分相并可申候、為其奥印いたし一札差入置申候、為後日仍而如件

東寺車年寄

中嶋村

御役人中

藤吉 印

文政五壬午年五月

上鳥羽村同

孫兵衛 印

同

善四郎

下鳥羽村年寄惣代

久太郎

横大路村年寄

半兵衛

鳥羽海道車仲惣代

与八

下鳥羽

問屋惣代

大沢又左衛門

小笹忠二郎

大沢六左衛門

横大路

問屋惣代

辻□金三郎

藤田権十郎

（たけなか ゆりよ 文学部歴史学科特任講師）
（二〇一七年九月二十九日受理）